

# 旭川市屋外広告物条例等について

近年、全国各地で屋外広告物が落下する事故が起きており、広告物の安全性の確保がより一層求められています。屋外広告物の安全対策については、国においても重視され、国土交通省の定める「屋外広告物条例ガイドライン」についても、安全対策にかかる改正が行われました。

本市においても、屋外広告物の安全性の確保を徹底し、更なる安全性の向上を図る目的から、旭川市屋外広告物条例及び旭川市屋外広告物条例施行規則の一部を改正しました。【令和2年4月1日施行】

## 改正概要

### 1 管理義務を有する者の明確化

改正前の条例においては、屋外広告物や掲出物件の行為者等<sup>\*</sup>を管理義務者として定めていますが、行為者等のほかに、所有者及び占有者を管理義務者として追加しました。

<sup>\*</sup>行為者等……広告主、広告主から委託を受ける等により、広告物を表示し、掲載物件を設置する者及び当該広告物又は掲出物件を管理する者

### 2 有資格者による点検の義務化

一定の条件の広告物や掲出物件について、有資格者による点検を義務付けます。

- (1) 有資格者による点検の対象となる屋外広告物  
管理者を要する全ての屋外広告物（固定広告物で、表示面積が10平方メートルを超えるもの）
- (2) 有資格者の種類

#### 点検者の資格要件

① 屋外広告士
② 広告美術仕上げ1級合格者
③ 1級又は2級建築士で屋外広告物講習会修了者
④ ネオン工事に係る特種電気工事資格者で屋外広告物講習会修了者
⑤ 第1～3種電気主任技術者免状取得者で屋外広告物講習会修了者
⑥ 屋外広告物点検技能講習 <sup>*1</sup> 修了者で屋外広告物講習会修了者

<sup>\*1</sup> 知識及び技能を有すると市長が認める者としての扱い

### 3 管理者の資格要件の緩和及び追加

管理者の資格要件として、改正前は、旭川市が開催する屋外広告物講習会の修了者としていましたが、旭川市以外で開催される屋外広告物講習会の修了者も認め、管理者資格に「第1～3種電気主任技術者免状取得者」を追加しました。

#### 管理者の資格要件

① 屋外広告士
② 広告美術仕上げ1級合格者
③ 1級又は2級建築士で屋外広告物講習会修了者
④ ネオン工事に係る特種電気工事資格者で屋外広告物講習会修了者
⑤ 第1～3種電気主任技術者免状取得者で屋外広告物講習会修了者
⑥ 屋外広告業者が営業所ごとに選任する業務主任者

### 4 その他

- (1) 屋外広告物安全点検報告書において、点検を行った者の氏名・住所・資格の欄を追加しました。
- (2) 継続許可申請時添付写真の撮影時期を「申請前3月以内に撮影したものに限り。」に改めました。
- (3) 点検を行った者の資格を証する書面の写しを継続許可申請時に添付する旨を規定しました。